各管区警察局長
各都道府県警察の長　殿
各方面本部長

警察庁丙捜一発第１０号
警察庁丙刑企発第２７号
平成８年５月２日
警察庁刑事局長

性犯罪捜査指導官の設置等について

「被害者対策要綱」（平成８年２月１日付け警察庁乙刑発第２号ほか）によって定められた性犯罪捜査指導官の設置等については、次のとおりとするので的確な運用がなされるよう措置されたい。

記

1　目的

性犯罪（刑法上の強姦、強制わいせつ等の性的欲求等に基づく身体犯をいう。）被害の潜在化の防止及び被害者の精神的負担の軽減を図って、性犯罪捜査を適正かつ強力に推進するため、所要の体制の整備を図るものである。

2　設置

性犯罪捜査指導官は、警察本部の捜査第一課に置くほか、各方面本部捜査課に置くものとし、性犯罪捜査に精通した警視又は警部の階級にある警察官を指定するものとする。

3　性犯罪捜査指導官の任務

性犯罪捜査指導官は、性犯罪捜査において被害者の心情に配意しつつ、性犯罪捜査の実効が挙がるよう次に掲げる指導等を行う。

(1)　性犯罪被害者に対する事情聴取等の性犯罪捜査が適切に行われるよう指揮、指導、調整を行うこと。

(2)　性犯罪捜査を効果的に行うため、性犯罪の発生状況等の集約、分析等を行うほか、性犯罪に発展するおそれのある色情盗、のぞき、性的住居侵入等の犯罪及び幼児等を対象とする前兆事案（いわゆる声かけ事案）の発生状況等について把握すること。

(3)　性犯罪に係る捜査本部が設置された場合は、捜査本部員として事件主任官を補佐し、捜査本部に準じた体制がとられた場合は、自ら捜査を主宰するなど事件捜査に積極的に参画すること。

(4)　性犯罪捜査における被害者の精神的負担を極力軽減するよう、捜査員等に対し被害者からの届出受理、事情聴取、被害者連絡等に関する指導、教養を行うこと。

(5)　性犯罪被害者の事情聴取及びその補助に当たることができる婦人警察官を育成するため、婦人警察官に対し性犯罪捜査に必要な教養、訓練を行うこと。

(6)　性犯罪捜査全般に精通した専門捜査官の育成を図ること。

(7)　性犯罪被害者の人権、プライバシー等に配慮した事件広報について広報担当者との連携を確保すること。

(8)　性犯罪捜査特有の困難性を克服するための捜査手法、装備資器材等の開発を行うこと。

(9)　その他性犯罪捜査推進のための施策の企画立案を行うこと。